



島根県報

令和6年9月13日（金）

号外第84号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第577号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見1387番4地先から同町和田1658番2地先まで	前	メートル 9.79～ 18.31	メートル 120.40	迂回路設置 拡幅
			後	13.09～ 24.25	120.40	

島根県告示第578号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市金城町今福512番1地先から同528番地先まで	メートル 43.43	令和6年 9月13日	浜田県土整備事務所	